

子ども・子育て支援新制度に係る各種基準等の検討について

1 各種基準等の設定について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う各種基準等については、国の定める基準（「従うべき基準」、「参酌すべき基準」）をもとに、市町村が条例で定めることとなっている。（※③を除く）

| | 本町が定めるべき基準 | 内容 | 根拠条文 |
|---|----------------------------------|-------------------------------|-----------------------------------|
| ① | 精華町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 | 地域型保育事業の認可基準 | 児童福祉法 第34条の16第1項 |
| ② | 精華町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 | 給付対象として確認を受ける施設及び地域型保育事業の運営基準 | 子ども・子育て支援法 第34条第2項、 第46条第2項 |
| ③ | 支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準 | 支給認定（保育の必要性の認定） | 子ども・子育て支援法 第19条 |
| ④ | 精華町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 | 放課後児童健全育成事業の設備運営基準 | 児童福祉法 第34条の8の2 |

※「認可」と給付対象としての「確認」について（①・②関連）

- ・ 特定教育・保育施設
都道府県が認可し、市町村が施設型給付の対象として確認を行う。
- ・ 特定地域型保育事業
市町村が認可したうえで、地域型保育給付の対象として確認も行う。

※支給認定（保育の必要性の認定）に関する基準について（③関連）

- ・ 本基準については、市町村に条例制定義務は課されていない。
- ・ ただし、現行制度においては「保育に欠ける」要件を条例で定めていることから、本基準についても、条例により規定することが適当だと思われる。

※費用・利用者負担等についても、国の基準が示され次第、条例制定の必要あり

2 基準制定までの流れ

- ・ 子ども・子育て会議における基準内容の検討
- ・ パブリック・コメントの実施
- ・ 町議会における条例案の上程

3 各基準の骨子案

別添のとおり